

蕨市建設工事請負業者等審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が発注する建設工事等の競争入札に関し、厳正かつ公正な事務の運用を図り、もって工事の適正な履行等を確保するため、蕨市建設工事請負業者等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加を希望する者に係る資格要件の設定に関する事。
- (2) 1,000万円以上の建設工事に係る指名業者の選定に関する事。
- (3) 500万円以上の委託及び物品購入等に係る指名業者の選定に関する事。
- (4) 総合評価方式による入札の執行に関する事。
- (5) 指名停止等に係る業者の認定に関する事。
- (6) 事業者の格付け及び発注基準に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成のため市長が特に必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、委員は職員のうちから市長が任命する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会が必要と認めるときは、関係部局の職員に対して資料の提出を求め、又は関係職員を会議に出席させることができる。
- 4 委員長が緊急かつやむを得ないと認めたときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日要綱第47号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。